

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第6部－第1 子どもの人権の尊重

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
子ども家庭支援センターの利用者数	68,038 人	76,073 人	78,000 人	80,000 人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数を示す指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園、学童保育所等とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進	※ ①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進
(2)「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て施策の推進	※ ①「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)
(3)「教育ビジョン2022」の改定と推進	◎ ①「教育ビジョン2022」の改定と推進 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)

2 子どもへの支援

(1)子どもからの相談体制の充実	※ ①子ども相談窓口機能の充実 ②子ども相談事業の調査・研究
(2)総合教育相談室事業の充実	※ ①スクールソーシャルワーカー等の充実 ②学習指導員派遣事業の充実 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)
(3)子ども・若者支援施策の推進	◎ ①子ども・若者支援の推進 ◎ ②困難を有する子ども・若者への支援体制の構築 ※ ③いじめ・不登校への対応 (「第6部－第3 魅力ある教育の推進」参照)
(4)子ども自身の力を高めるプログラムの普及	◎ ①子ども自身の力を高めるプログラム(CAPワークショップ)の普及(「第1部－第2 平和・人権施策の推進」参照)

3 子どもの育つ環境への支援

(1)子育て相談機能の充実	※ ①子ども家庭支援センターの機能強化 ※ ②子育て相談機能の充実
(2)貧困対策の推進	◎ ①貧困対策の推進
(3)児童虐待の予防・早期発見	◎ ①子どもの虐待予防・早期発見と心のケア ②養育家庭(里親)の普及・啓発
(4)地域の子育て力の向上	◎ ①ファミリー・サポート・センター事業の充実 ◎ ②地域における人財の育成 ◎ ③乳児家庭全戸訪問の推進 ④地域ケアネットワーク、ほのぼのネットとの連携強化

4 推進体制の整備

(1)子ども家庭支援ネットワークの推進	※ ①関係機関等との連携による施策の充実
---------------------	----------------------

V 主要事業

2-(3)-① 子ども・若者支援の推進

2-(3)-② 困難を有する子ども・若者への支援体制の構築

子どもや若者の居場所と社会参加につながる機会を提供します。不登校、ひきこもり状態にある子どもやニート状態に陥る可能性が高い層の中学卒業者、高校中退者等の若年者に対して、相談と具体的な支援につながる体制(ネットワーク)の整備を進めます。学校や総合教育相談室と連携するとともに、市内の大学や NPO 法人、関係団体等と協力して、児童館が「気づき・遊び」から「相談」へとつながる居場所として機能するよう、支援体制を構築します。

3-(2)-① 貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、セーフティーネットとしての生活支援、経済的支援、教育支援等の制度をきめ細かく運用しながら、国や東京都と連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

3-(3)-① 子どもの虐待予防・早期発見と心のケア

「子ども虐待防止対応マニュアル」等を活用し、虐待の予防、早期発見に努めるとともに、児童虐待に対する組織的対応の実効性を高めるために配置した虐待対策コーディネーターを中心に、関係機関との連携の強化を図っていきます。

3-(4)-① ファミリー・サポート・センター事業の充実

3-(4)-② 地域における人財の育成

気楽に子どもを預け合える環境の整備に向けて、子育てに係る援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。地域の子育てサポートリーダーの育成など、子育て人財を養成し、協働型地域子育て環境の充実を図るとともに、訪問型の障がい児保育や病児保育対応についても検討を進めます。また、男性会員の拡充にも努めます。そのほか、活動場所の確保を含め、地域で活動する子育てグループの育成を支援します。

さらに、子ども・子育て支援新制度における子育て支援分野の人財確保のため、新制度で制度化された「子育て支援員」制度や東京都及び市独自の研修の活用を図りながら、今後の子育て支援分野における人財の確保・資質の向上に努めます。

3-(4)-③ 乳児家庭全戸訪問の推進

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。なお、実施にあたっては、新生児訪問指導事業やはじめての絵本(ブックスタート)事業と連携しながら推進します。

IV 推進事業

1-(1)-① 「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進

「三鷹子ども憲章」及び「子育て支援ビジョン」の理念の実現に向け、子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体や NPO 法人との連携を図り推進します。

2-(1)-① 子ども相談窓口機能の充実

子ども本人からの SOS や相談等を受けとめるための相談窓口機能として、子ども家庭支援センターや児童館及び総合教育相談室等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。また、「みたか子育てねっと」(注2)を活用したインターネットによる相談事業の充実を図ります。

(注2)「みたか子育てねっと」: 市民の子育て支援に向けて、インターネットの利点を活用して市が開設するホームページのことです。市民と事業者と行政が協力し、子育てに関する人、施設、サービスなどの地域にある情報をトータルに提供しています。

2-(2)-① スクールソーシャルワーカー等の充実

児童・生徒の教育上の課題を解決するため、心の安定とともに、児童・生徒を取り巻く家庭等の環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカー(注3)を配置しています。学校における児童・生徒の課題について、福祉・保健・医療等の機関と連携しながら家庭を支援するため、市が学校に配置しているスクールカウンセラー(注4)を含め、その機能の充実を図ります。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、セーフティーネットとしての支援を推進します。

(注3)スクールソーシャルワーカー: 児童・生徒を取り巻く学校、家庭、地域、友人関係、環境の課題を整理し、教育だけでなく福祉・保健・医療等の機関との連携や調整を図りながら支援を行います。

(注4)スクールカウンセラー: 主に臨床心理の面から児童・生徒や保護者に対して心理的な面から相談にのり、必要な支援を行います。

3-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化

3-(1)-② 子育て相談機能の充実

子育て支援の拠点施設としての子ども家庭支援センターにおいて、虐待対策コーディネーターを中心に機能の強化を図り、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、児童館やむらさき子どもひろば(注5)等においても、関係機関と連携しながら子育て家庭が抱える問題や悩みなどの相談事業の充実を図るとともに、「みたか子育てねっと」など、インターネットを活用した相談事業の充実を図ります。

(注5)むらさき子どもひろば: 乳幼児から小学生を対象にした児童館的機能と子育て支援の機能を兼ねた子どものための拠点施設のことです。

4-(1)-① 関係機関等との連携による施策の充実

学校、児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関や、市内大学、NPO 法人等の関係団体、カウンセラー等の専門家との連携を図ることにより、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。